

最近の環境関連税制に関する動き

各国長期戦略におけるカーボンプライシングの位置づけ

- パリ協定批准国は、2020年までの早期に長期低炭素発展戦略を策定することとされている。
- 2016年12月時点で、米国、メキシコ、ドイツ、カナダ、フランスが戦略を提出。唯一フランスが、カーボンバジェットの設定や炭素税の引上げなどカーボンプライシングについて具体的に言及。

各国長期戦略におけるカーボンプライシングの位置づけ(2016年12月時点)

- **米国「Mid-Century Strategy for Deep Decarbonization」(2016年11月16日提出)**
 - ・ カーボンプライシングの意義(最もコスト効率的な低炭素ソリューションの開発・展開を促す市場力を通じて、費用対効果の高い排出削減を実現する等)についての言及はあるが、具体的な取組みに関する言及はない。
- **メキシコ「Mexico 's Climate Change Mid-Term Strategy」(2016年11月16日提出)**
 - ・ カーボンプライシングに関する具体的な言及はない。
- **ドイツ「Climate Action Plan 2050 」(2016年11月17日提出)**
 - ・ EULレベルのエネルギー部門や産業部門の重要な気候変動対策として、EU-ETSの強化が必要である等の言及はあるが、炭素税の導入やエネルギー税の引上げ等に関する言及はない。
- **カナダ「Canada 's Mid-Century Long-Term Strategy」(2016年11月17日提出)**
 - ・ カーボンプライシングの意義(民間部門の投資やイノベーションを喚起する等)の言及はあるが、具体的な取組みに関する言及はない。2016年10月に連邦政府が発表した「Pan-Canadian Approach to Pricing Carbon Pollution」の炭素価格引上げ(2022年に50CAD/tCO₂等)に関する記載もない。
- **フランス「Stratégie nationale bas-carbone de la France」(2016年12月28日提出)**
 - ・ カーボン・バジェット(2015-2018年:442MtCO₂/年、2019-2023年:399MtCO₂/年、2024-2028年:358MtCO₂/年)の設定や炭素税の引上げ(2020年:56EUR/tCO₂、2030年:100EUR/tCO₂)等、カーボンプライシングに関する具体的な言及がある。

カナダのカーボンプライシング提案について

○ カナダ政府は、2016年10月、国内全ての州・準州に2018年までに炭素税又は排出量取引制度の導入を求める計画を発表。炭素税の税率は段階的に引上げ(2022年に50CAD/tCO₂)。

カナダ連邦カーボンプライシング提案の概要

検討の経緯

2015年11月	トルドー政権発足。
2016年3月	首相、閣僚、州知事、準州知事が、Vancouver Declarationを発表。経済成長を続けながらGHGを削減(2030年に2005年比で30%削減)するため、カーボンプライシング等の施策の検討に合意。
2016年4月	連邦、州、準州の官僚で構成される4つのWG(カーボンプライシング、緩和、適応、クリーン技術・イノベーション・雇用)発足。 ※ カーボンプライシングWGは同年11月、国内実績や全国展開する上での原則等を整理した最終報告書を公表。
2016年10月	連邦政府は、カナダ連邦カーボンプライシング提案(Pan-Canadian Approach to Pricing Carbon Pollution)を発表。
2017年(未定)	連邦政府は、バックストップ等、カーボンプライシング提案のベンチマークの詳細を決定。
2018年1月	国内全ての州及び準州が炭素税または排出量取引制度を導入。

8つのベンチマーク

- (1) **早期導入**: 全ての州・準州は、2018年までにカーボンプライシングを導入する。
- (2) **共通のスコープ**: GHGを対象とし、広範なエネルギー源をカバー(少なくともBC州炭素税が対象とするエネルギーをカバー)する。
- (3) **2つのシステム**: 明示的な価格ベースシステム(BC州炭素税等)、またはC&T(オンタリオ州、ケベック州等)。
- (4) **連邦政府の削減目標や市場の確実性ため、定量的なモデル分析に基づく、厳格な引上げ**:
 - ・ [明示的な価格ベースシステム導入地域] **少なくとも10CAD/tCO₂(2018年)から50CAD/tCO₂(2022年)に引上げ。**
 - ・ [C&T導入地域] (i)カナダの国レベルGHG削減目標と同等以上の2030年削減目標を制定する、(ii)少なくとも2022年まで明示的な価格ベースシステムの炭素価格下で計算される削減量と同等以上にキャップを年々引き下げる。
- (5) **歳入は州・準州に帰属**: 炭素税収や排出枠オークション収入は、州・準州が自由に使うことができる。
- (6) **連邦政府バックストップ**: 連邦政府は、ベンチマークに適合しない州・準州に適用するための明示的な価格ベースシステム(炭素税)を導入する。税収は州・準州に戻す。
- (7) **5年毎のレビュー**: 2022年初頭に継続的な税率引上げや強化を含む、今後の方向性等についてレビューを行う。
- (8) **報告**: 州または準州は、定期的にカーボンプライス政策の結果や影響を報告しなければならない。

中国における環境保護税導入をめぐる動き

○ 中国の全国人民代表大会は、2016年12月に環境保護税を導入する法案を可決。2018年1月1日より施行予定。

環境保護税の検討経緯

年	内容
2011年	・第12次5カ年計画要綱において排出課徴金制度の改革が盛り込まれる。(3月)
2012年	・財政部財政科学研究所が環境保護税体系を策定する新プランを政府に提出。(1月) ・政府が環境保護税の導入に向けた法案の起草の着手を正式に発表。(6月)
2013年	・中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議にて、排出課徴金制度から環境保護税への改革(「費改税」改革)の推進を決定。(11月)
2014年	・全国人民代表大会において、李克強首相が2014年の政府の重点活動として、環境保護税の立法作業をしっかりと行くと宣言。(3月)
2015年	・国務院法制弁公室が環境保護税法(意見募集稿)を公表し、パブコメの公募を実施。(6月)
2016年	・環境保護税法(草案)が全国人民代表大会常務委員会に提出され、審議入り。(8月) ・全国人民代表大会が 環境保護税法を可決。2018年1月1日より施行。 (12月)

環境保護税法の概要

項目	内容																					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の排出課徴金制度における徴収基準の低さや用途の不適切な用途への充当等を背景に、税制度への移行を目的に導入。なお、本法案ではCO₂は課税対象に含まれていない。 ・環境保護税への移行に伴い、2012年から2013年にかけて、国務院発展研究センターによる炭素税案(導入時に10元/tCO₂、2020年に40元/tCO₂)の公表や財務部税政司長による炭素税導入に関する言及など、CO₂を課税対象に含むかどうかの議論がなされていた。 																					
課税対象・税率	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象および税率は下記のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">課税対象</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大気汚染物質(SO₂、NO₂、COなど)</td> <td>1.2元/汚染当量</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水質汚染物質(PH値、塩素値など)</td> <td>1.4元/汚染当量</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固形廃棄物</td> <td>石炭脈石</td> <td>5元/トン</td> </tr> <tr> <td>尾鉱</td> <td>15元/トン</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>1,000元/トン</td> </tr> <tr> <td>スラグ、フライアッシュ等</td> <td>25元/トン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">騒音(基準からの超過量に応じて6段階)</td> <td>月額350~11,200元</td> </tr> </tbody> </table> <p>※汚染当量は、当該汚染物質の排出量を汚染当量値で割って算出。汚染当量値とは、「課税汚染物と当量値表」に記載された物質毎の固有単位。</p>	課税対象		税率	大気汚染物質(SO ₂ 、NO ₂ 、COなど)		1.2元/汚染当量	水質汚染物質(PH値、塩素値など)		1.4元/汚染当量	固形廃棄物	石炭脈石	5元/トン	尾鉱	15元/トン	有害廃棄物	1,000元/トン	スラグ、フライアッシュ等	25元/トン	騒音(基準からの超過量に応じて6段階)		月額350~11,200元
課税対象		税率																				
大気汚染物質(SO ₂ 、NO ₂ 、COなど)		1.2元/汚染当量																				
水質汚染物質(PH値、塩素値など)		1.4元/汚染当量																				
固形廃棄物	石炭脈石	5元/トン																				
	尾鉱	15元/トン																				
	有害廃棄物	1,000元/トン																				
	スラグ、フライアッシュ等	25元/トン																				
騒音(基準からの超過量に応じて6段階)		月額350~11,200元																				
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・①農業生産、②自動車、鉄道、船舶等の移動、③国・地方政府が定める基準を超過しない污水处理場、生活ごみ処理場、固形廃棄物、④その他国務院が承認する排出に該当する場合は免税。 ・大気汚染物質・水質汚染物質の濃度が、国または地方政府の基準値の半分を下回る場合、一定期間において課税額を半減。 																					